

年金機構へ届け出る「健康保険被扶養者（異動）届」が厳格化

平成30年10月1日以降に日本年金機構へ届け出る「健康保険被扶養者（異動）届」は、添付書類の取り扱いが変更になります。

添付書類の変更及び添付書類の一部省略

扶養認定を受ける方の続柄や年間収入を確認するため添付書類一覧のうち、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは、下記「項番1・2」を、別居しているときは「項番1・2・3」の添付が必要となります。

<添付書類一覧>

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき ※3 ・16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え(写し)		・16歳未満のとき ・16歳以上の学生の場合

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)
・60歳以上の方
・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

*被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求めることがあります。

(日本年金機構「健康保険被扶養者認定事務の変更に伴うお願い」より)

☆ 詳しくは日本年金機構ホームページの「健康保険被扶養者の手続きについて」を参照ください。(より詳しいQ&Aも掲載されています)

労働保険・社会保険の手续、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください!

労働保険事務組合 東洋労働保険協会

TEL : 03-3221-2444

社会保険労務士事務所 トーヨーレバ - コンサルタント

<http://www.toyoweb.com/index.html>